

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定により指定する区域について

平成8年3月29日
仙台市告示第186号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定により市長が指定する区域について、平成元年仙台市告示第91号を次のとおり変更し、公示の日から実施することとしたので、告示します。
その関係図面は、環境局環境保全部環境保全課において一般の縦覧に供します。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（以下「基準」という。）別表第1号の規定により市長が指定する区域は、次の各号に掲げる区分に応じ、平成8年仙台市告示第185号第2項の表に掲げる区域のうち当該各号に定める区域とする。

- (1) 基準別表第1号イに該当する区域 第一種区域
- (2) 基準別表第1号ロに該当する区域 第二種区域
- (3) 基準別表第1号ハに該当する区域 第三種区域
- (4) 基準別表第1号ニに該当する区域 第四種区域のうち、同号ニに掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域